

つわの指定通所介護事業所利用契約書

(地域密着型通所介護事業)

(介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業(通所型サービス))

社会福祉法人つわの福祉会
理事長 松野秀樹

◇◆ 目次 ◆◇

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

第2条 (契約期間)

第3条 (通所介護計画)

第4条 (通所介護の提供場所・内容)

第5条 (サービスの提供の記録)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (サービス利用料金の支払い)

第7条 (利用日の中止・変更・追加)

第8条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の義務

第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 (守秘義務)

第11条 (事故発生時の対応)

第12条 (緊急時の対応)

第四章 契約者の義務

第13条 (契約者の施設利用上の注意義務等)

第五章 損害賠償

第14条 (損害賠償責任)

第15条 (損害賠償がなされない場合)

第六章 契約の終了

第16条 (契約の終了事由)

第17条 (契約者からの契約解除)

第18条 (事業者からの契約解除)

第七章 その他

第19条 (苦情処理)

第20条 (協議事項)

通所介護事業契約書

つわの指定通所介護事業所（以下、「事業者」という）は、事業者が利用者（以下、契約者という）に対して行う、地域密着型通所介護事業又は介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所介護」という）について、次のとおり契約します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の生活機能の維持又は向上を目指し支援することを目的として、契約者に対し、通所介護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の居宅サービス計画の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがなく、居宅サービス計画が延長された場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（通所介護計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望に踏まえて、居宅サービス計画書又は、介護予防サービス・支援計画書（以下、ケアプランという）に沿って通所介護計画を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（通所介護の提供場所・内容）

- 1 事業者の所在地および設備の概要は「つわの指定通所介護事業所重要事項説明書」（以下、「説明書」という）のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。
- 3 契約者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り契約者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、毎回のサービスの終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、通所介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、利用者に関する2項のケース処遇記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する2項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができます。

通所介護事業契約書

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は要介護認定区分に応じて、第4条に定めるサービスを受け、説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 2 契約者が未だ、要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又はケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 支払方法は、毎月初回の通所日に前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第8条（利用料金の変更）

第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第10条（守秘義務等）

- 1 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

通所介護事業契約書

- 3 前2項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第11条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、契約者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに契約者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。
- 3 事業者は、契約者に対するサービス提供により発生した事故等により契約者の生命、身体財産等に損害が生じた場合には、速やかにその損害を賠償することとする。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではない。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに契約者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師等に連絡を取る等必要な措置を講じなければならない。

第四章 契約者の義務

第13条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償

第14条（損害賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により契約者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、契約者に対してその損害を賠償するものとします。

第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 2 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを

通所介護事業契約書

告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合

- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 4 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第六章 契約の終了

第16条（契約の終了事由）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- 1 契約者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- 2 契約者が死亡した場合

第17条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約が継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第七章 その他

第19条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第20条（協議事項）

通所介護事業契約書

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

通所介護事業契約書

平成 年 月 日

事業者 住 所 島根県鹿足郡津和野町後田 1 2 6 番地

事業所名 社会福祉法人つわの福祉会
つわの指定通所介護事業所

代表者氏名 理事長 松 野 秀 樹 ⑩

利 用 者 住 所

氏 名 ⑩

署名代理人 住 所

氏 名 ⑩

利用者名 : 続柄 :

保 証 人 住 所

氏 名 ⑩